

## 第13回 江南市自治基本条例検討委員会会議録(要旨)

開催年月日 平成22年7月14日(水)

場 所 第2委員会室

### 議題1 (仮称)江南市自治基本条例素案について

### 議題2 その他

#### ■(仮称)江南市自治基本条例素案について

会長より、前回は議会側の審議の詳細について議論したが、きょうは、明日の議会との打ち合わせ、調整のために、こちらの検討委員会の見解についてある程度まとめたい。一つは、何のために条例をつくるのかという制定の目的、もう一つは、この時期につくるということで、特に市民に対するアピールポイントみたいなもの。今だからこれが必要だという、それが何かということを確認にして、そのあたりで議会との合意を得る。何が目的でどこが一致しているかについては合意をして、どこが違うかという、この議論が明日できれば懇談会の意味がある。我々検討委員会にとって、何を目的に何をポイントにして今これをつくろうとしているかを明らかにすることと、前回いただいた資料について、どこに違いがあるかという議論をするということである、との説明がされた。

#### (質疑・意見)

##### ◆「まちづくり」、「市政」及び「自治」並びに「条例の名称」について

- 「まちづくり」は、「江南市域内における公共的な活動のすべて」、「市政」は、「まちづくりのうち、議会、市長等が行うもの」であり、条文作成にあたって、「まちづくり」と「市政」を適切に使い分けることを要望したい。条文化していくと法律的な特殊用語というかわかりにくい用語が出てくるので、解説等で補ってほしい。
- 「まちづくり」は、「都市整備」、「都市計画」など建設分野のまちづくりのみを意味する言葉として用いられることも多くある。
- 一般的に憲法第92条、地方自治法第1条の「地方自治の本旨」に基づいた自治体運営を行うことを「自治」というが、自治会、町内会、NPOなどのコミュニティ活動や市民活動も広い意味で「自治」ととらえることができると考えられる。
- 「自治」とは、自分で自分のことを処置すること、社会生活を自主的に営むこと、もう一つ自治行政というのがある。自分たちのことは自分たちでやろうということをお我々が再認識するためにも自治をわかりやすい言葉で伝えることができればよい。
- 「まちづくり」という言葉の用法に関する課題で挙げたような問題があること、地方分権・地方自治が進む昨今において、公共的課題の処理を行政に依存し切ってきた住民が57運動や子供たちを見守るパトロールなど、「自分たちでできることはやろう」という機運が出てきている。住民自治のさらなる確立を図る必要があるこ

とから、「まちづくり基本条例」よりも「自治基本条例」が適切と考える。

- みんなにより身近に感じてもらうためには、「まちづくり」の方が理解しやすい。
- 地方分権が定着しつつあり、住民が主役になっていかなければならない中、自治という言葉が特に注目されて使われ始めてきている。江南市の場合も一般の人には「まちづくり」の方がわかりやすいかもしれないが、これからは小さな地域で住民が頑張っってやっっていく、協働を含めて参画していくという意味で自治を打ち出していかないと、いつまでたっても行政お任せという住民がずうっと存在していくことになる。この機会に「自治」を市民に理解してもらうためにもこの用語は必要である。
- 「まちづくり」は、建設的なイメージが強すぎる。
- 江南市のような古い自治体で住民自治といったときに、新住民がついていくかということがある。その辺が江南の課題ではないか。自治という言葉に反対ということではないが、前文あたりである程度江南の状況を書かないと、一般的な自治基本条例になってしまう。自治という言葉は理解するし、住民自治も重要になるが、どのようにやっっていくのか。基本条例にどこまで書き込むのか。子供条例とか孫条例でやるというあたりを位置づければよいのではないか。まちづくりの概念は狭すぎる。住民意識が問題だというが、本当に江南の課題としてそこまでいけるかどうか。いけるためにどうしたらよいかというあたりを前文などに書き込む必要があるのではないか。
- ここでの住民自治は、公共領域において自分のことを自分でするということを使っていると思う。この定義は大体わかっていることであるため、自治という言葉を中心にしてその発展を図ると。実態として江南に自治があるかと。その流れというのはかなり基本的な提案である。大きくまちづくりの発展のために自治基本条例をつくるというのは大変説得力がある。
- 実際、自分の地域で課題がいろいろ見えてきているが、まだみんなが行動を始めていない。どう行動に立ち上がってもらうかを思案している。まちづくりという大きなものよりもむしろ小さな地域づくりである。そのときに自治がよいのかまちづくりがよいのかちょっと迷うが、地域をつくっていくことで自分たちが主役になってということを訴えていくためには自治がよいのではないか。
- 「まちづくり」は広い意味で使う。まちづくりを進めていく中、制約や住民側の弱点などを克服していくために何か手段が必要というところでこの制度をつくるということであれば、まちづくりか自治かという議論ではない。まちづくりのための骨格のところをはっきりさせる条例案をつくるということであれば、まちづくりのための自治基本条例という位置づけである。ここでやろうとしているのは、多様に広がっているまちづくりの活動をどこでも共通してくる基本的な原則を明らかにするということである。

#### ◆前文について

- 骨子案の前文については、文章が回りくどくて分かりにくいとの印象は確かにある。

議員の方の意見のうち、「できるだけ簡素化する。」「市民憲章はここで掲げる必要はない。」「いろいろなことが盛り込まれすぎている。」といった意見は個人的には同感である。しかし、検討委員会で審議した結果、このような形になったという経緯を踏まえ、検討委員会の学識経験者委員や市民委員の意見も尊重し、理解を得た上で再度案文を練り直す必要がある。

#### ◆条例の位置づけ(最高規範)

- 自治の基本原則など市政の根幹となる内容を定めた自治基本条例を最高規範とするのは当然である。最高規範とすることで議員や市長が仕事を進めにくくなるということはない。
- 政治学者の政治的な位置づけということでは最高規範を強調したいと、ところが行政法の関係から言うと特別の条例を最高とする根拠は何もない。法律の場合は憲法があって、それが軸になっているが、条例の場合は憲法に当たるものはない。自分で憲法とだと読んでも自分で読んでいただけであり、別の条例が出ればそれは何の制約もできない。違憲審査のような制度はない仕組みであり、そういう意味では全く理念的なものである。最高規範と言っておいて、抵触することがあったら、この最高規範の方をかえればよいということである。常に最高ということにしておくなら、一応、軸になるものが一つあると。何かそういうものがあつた方が、位置づけとしてははっきりする。より低い段階のものをいう場合にこれを縛るのは当然だが、より高いものになるのを縛られる心配はむしろなくて、その場合はこちらをかえることになる。

#### ◆定義(まちづくり・自治)

- 骨子案の自治の定義は、住民自治の定義であり、より広い意味を持つ言葉である自治の定義とは別に団体自治もあることを用語解説で記述してはどうか。

#### ◆定義(まちづくり組織)

- 骨子案どおりでよい。「NPOなどを」といった例示がないと後段がわかりにくくなる。

#### ◆定義(協働)

- 委員会の整理結果の修正案がよい。ただし、「行政、市民、地域で活動する団体が」の部分、条例の他の用語に合わせて、「市民、事業者等及び市が」に修正した方がよい。

#### ◆自治の基本原則(市民主体・参加・協働・平等・情報共有の原則)

- 骨子案でよいが、平等の原則の「性」の部分は「性別」とした方がわかりやすい。

#### ◆市民の責務

- 委員の修正案「市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、自らできることを考え、行動するなど、まちづくりに進んで参加するよう努めるものとし、これを修正すべきである。委員の意見「責務を義務という言葉に読み替えたり、これに参加、参画できない人を責務で縛ることが意図されているなら、検討しなければならない。」には同感である。

#### ◆市民のまちづくり組織の活動への参加

- 生活が苦しいとか、家庭の事情などのさまざまな理由でボランティア活動、社会貢献活動に参加したくてもできない市民も多いと思う。参加、参画できない人を責務で縛ることになるおそれがある条文のため、削除した方がよい。

#### ◆まちづくり組織への市の執行機関の支援

- 第1項及び第2項は削除し、第3項のみ残すべきである。委員の意見「市の執行機関がかかわった『組織の設置』というとひもつきでできるような感じがする。」「半強制のようなとらえ方をされるのはまちづくり組織に対して好ましくない。」「『設置』はおかしい」には同感である。
- 「組織の設置」については、前回に議論したように係るところが「設置の支援」となると、組織の設置自体を強制するという趣旨ではないということである。これは前回の議論を生かしたい。

#### ◆まちづくり活動での対等性

- 骨子案どおりでよい。

#### ◆市民の意思の反映

- 骨子案のとおりでよいと思うが、さらに市民の市政への参加についてより具体的な規定を追加することが必要である。
- 何がしかのことは既に行政がやっているという事実があるので、ここは具体的に計画の策定についても具体的なことを並べて書いておくことが必要である。最初から市民参加制度を規定しないようでは死せる条例になってしまうことを非常に心配している。生きた条例にしたいと強く感じている。
- 生きた条例にすべきである。生きた条例にするためには、市民にとって理解されなければいけないことと、議会との関係をうまくやるということである。地方自治の問題は二元性で4年に1回の議員と市長の選挙があって、住民の直接意思が反映される。途中でいろんな問題があったときに、ある種の市民参加手続きみたいなものがあるのは悪くはない。議会側も市民の声を取り上げるような仕組みをつくるべきではないかと思うので、議会基本条例に取り入れてほしいことになる。「市の執行機関は」という言い方がよいかどうか。3の審議会等については、既に江南市にあるものの名前を使っていくことではどうか。
- 他の条文との釣り合いを考えると、2の部分は解説につけ加えて、3の部分は、既

に江南市にあるものの名前を使っていけばよい。

- 市長への手紙とはどのような位置づけなのか。
- 具体的な政策という形で出されてくるものもあるが、全体的な制度設計について網羅しているものは少なく、そういう意味では要望の延長であると考えている。
- 多治見市市政基本条例の「第2章 市民の市政参加」に第18条、19条を検討してほしい。
- 市民からの要望を行政内部で処理しておしまいにするのか、常時、それを公開していくのかという違いだと思う。
- 今の行政は「協働」をさかんに言い始めている。「協働」を生きた言葉にするためには公表しなければならない。市民の情報に対するカウンター的な行政の情報、議員の情報を多くしていくことが信頼に繋がるし、協働が生きていくことになる。
- 市長への手紙は一方通行みたいな感じがするので、モニター会議のように、訴えて行政と市民が直接意見を交換できる場をつくってほしい。

#### ◆市政に関する情報の公開

- 第2項、第3項の「自治に関する情報」を「まちづくりに関する情報」に修正すべきである。

#### ◆個人情報の保護

- 市政運営の原則として重要であり、他の自治体の自治基本条例でも規定される事例が多いため、骨子案のとおりとするべきである。

#### ◆議会の責務

- 議会基本条例を制定するのであれば、委員会としての整理結果のとおり修正してもよい。

#### ◆住民投票制度

- 「常設型」の規定になっている骨子案のとおりとするべきである。ただし、「在住外国人」という部分がわかりにくい。他市の住民投票条例を参考にして、永住権を持った「永住外国人」なのか、一定期間以上在住する「定住外国人」とするのかを決める必要がある。事務局が他の自治体の住民投票条例について十分検討してわかりやすく示す必要がある。
- 住民投票制度の外国人の書き方について、在住なのか永住、定住なのか。
- 一定期間をどうとらえるのか。今のところ、永住資格を取れる人は決まっている。その辺はちょっと難しい。住民投票に参加してもらうためには、一定期間以上住んでいなければ資格はないと思う。期間を定めるか、定住にするかというのは難しい。
- 市の条例を見て決めてもらえばよい。永住の方が多いのではないか。
- 永住というのはパスポート上のビザの関係であって、江南市に外国人登録をしないとだめではないか。永住を持っていてもどこに外国人登録をしているかによって違

ってくる。江南市民として外国人登録をするならば、別に永住でなくても、ほかのビザもあると思うが、それによって外国人登録ができ。研修生とかいろんなものがある。永住はちょっと違うと思う。

- 江南市民として考えるならば、江南市に外国人登録をしなければ江南市民にならない。永住資格を持っていても、登録していない方もみえるかもしれない。居所として居る方もみえる。
- 江南市民であるということが一番の条件だと思う。
- その場合は江南市に勤務するというのを除くわけです。
- 外国人登録が第一条件になればよい。

#### ◆財政運営

- 第1項の「目指します。」は責務を定めるにはふさわしくない。せめて「努めなければなりません」とすべきである。

#### ◆みんなのまちづくり

- 委員会としての整理結果のとおり削除してよい。

#### ◆条例内容の検証

- 骨子案を削除し、委員の修正案「市は、この条例施行後4年を超えない期間ごとに市民主体の検討組織を設け、この条例が江南市にふさわしいものであり続けているかどうかを含め、この条例の諸制度について検討し、速やかに必要な措置を講ずるものとします。」に修正すべきである。

#### ■その他

- 次回（第14回）の検討委員会は、江南市議会まちづくり基本条例特別委員会との合同懇談会として、7月15日の午前9時30分に開催し、名称に係るまちづくりと自治基本条例の理解、最高規範性の相互理解、市民参加の部分の市民の意思の反映についての議論、議会の考える条例内容を示していただくことを中心にして進めていくこととされた。
- 事務局より、今後の予定として、10月1日からパブリックコメントとして御意見をいただき、10月11日、午後2時から、シンポジウムをすいとぴあ江南で実施する予定である。なお、検討状況やシンポジウム開催等については、9月号の広報から掲載し、PRしていくとの説明がされた。